

令和 8 年 10 月 13 日

所属長 各位

三木町長 伊藤 良春

令和 9 年度予算編成方針について

令和 9 年度予算編成方針を下記のとおり定めましたので、三木町予算規則第 3 条の規定に基づき通知します。

記

1 国の経済情勢

我が国の経済は、中東情勢をはじめとする国際秩序の動揺や地政学リスクの高まりなど海外リスクの要因が依然として存在し、少子高齢化や生産年齢人口の急速な減少といった国内の構造的な課題も引き続き抱えている。一方で、名目 GDP は 4 % 超の増加を記録し、物価高に押されながらも実質 GDP は 0.8 % の成長を達成している。企業所得は堅調に推移し、雇用者所得も名目・実質ともに増加しており、所得の増加が消費や投資を生み出す民間主導の循環が生まれつつあるが、デフレに後戻りしない「成長型経済」への本格的な移行には更なる取組強化が必要とされている。

政府はこうした「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」をバランスよく同時に実現することとする「責任ある積極財政」を具体化するため、当面の経済財政運営については、民需の下支えを図ると同時に、今般の中東情勢に対し、代替調達や必要に応じた備蓄放出により我が国の原油の安定供給を図るとともに、重要物資の安定供給の確保及び流通の円滑化等に努め、国民生活と事業活動を守るための機動的な対応を躊躇なく十分に講ずるとしており、令和 9 年度の概算要求額は総額 1 4 3 兆円を超え 4 年連続で過去最大規模となっている。

2 本町の財政状況

本町の財政状況については、近年の大型建設事業の執行に伴い、地方債現在高が増加し、対して基金現在高は減少している。この影響により、自治体財政の健全化の度合いを示す実質公債費比率及び将来負担比率は上昇しており、今後もこの上昇傾向が続くことが見込まれている。

公債費の増加に加えて、高齢化の進行による社会保障関係費の増加や、長期化する物価高騰、人事院勧告に基づく人件費の増加など、経常的経費の増大に歯止めがかからず、経常収支比率は90%を超える高水準で推移しており、政策的経費への予算配分にブレーキが生じる、いわゆる財政の硬直化が一層深刻化している。さらには、日本銀行による政策金利の引上げに伴い、借入利率の上昇が進む中、主に普通建設事業の財源となる地方債の発行についても、後年度の財政負担を踏まえた慎重な判断を強いられるなど、本町を取り巻く財政環境は非常に厳しいものとなっている。

このような厳しい環境下にあっても、学校施設をはじめとする本町の公共施設については老朽化が進行しており、喫緊の課題として施設の長寿命化対策等に重点的に取り組んでいく必要に迫られている。また、ハード事業のみならず、子育て支援や高齢者福祉等に係るソフト事業についても、各種扶助・補助等のサービスが町民に確実に行き届くよう、切れ目のない支援を継続していく必要がある。

3 予算編成の基本方針

本町の財政状況は非常に厳しい局面を迎えており、歳入歳出の両面から一層の見直しを図っていく必要がある。特に、三木町財政計画における基金現在高や公債費の今後の推移を踏まえると、既存事業をこれまでどおりすべて維持していくことは非常に困難である。そのため、中長期的な視点に立ち、人口減少・少子高齢化を前提として行政機能の重複を見直し、集約化・効率化のうえ再構築を検討する「スマートシュリンク（賢く縮小）」の考え方を念頭に置き、限られた財政資源の選択と集中を推し進め、身の丈に合った持続可能な財政運営を行う必要がある。

以上のことから、令和9年度の予算編成は、昨今の物価高騰等に係る経費を適切に反映しつつ、次の四つの基本方針に基づき行うこととする。

(1) 「スマートシュリンク」の推進

中長期的な人口動態の変化を適切に捉え、行政サービスや行政機能を集約化・効率化するなど、時代や町民のニーズに沿って戦略的に「賢く縮小」し、限られた財源を真に必要なサービスに配分することで、生活の質を維持・向上させていく「スマートシュリンク」の考え方を踏まえた予算要求を行うこと。

(2) 将来を見据えた予算編成

長期的に支出が見込まれる事業や後年度に多額の経費が見込まれる事業については、施策の必要性を十分に検討し、事前に綿密な事業計画を立てた上で政策協議を行い、可能な限り単年度に負担が偏らないよう、財政負担の平準化を図ること。

(3) 一般財源の抑制・特定財源の確保

一般財源の支出が多額となる事業は、特に費用対効果を十分検討し、徹底した一般財源の抑制に努めるとともに、国・県支出金等の特定財源の確保及び現下の物価高騰等の影響を踏まえた使用料・手数料等の見直しに努めること。

なお、令和9年度の当初予算額については、昨年度の予算シーリング方針を念頭に置いて見積もることとし、臨時的経費を含む令和8年度当初予算額（一般財源ベース）を上限として要求すること。

(4) 三木町行財政改革実施計画を踏まえた事業実施

令和8年3月に策定した三木町行財政改革実施計画における各取組の個別目標及び実施工程を意識した予算要求とすること。また、計画策定時から社会情勢の変化等により、取組方針の見直しを要する場合は、「新改革3本柱（※）」の視点に立ち返り、持続可能な事業内容となっているか十分に精査すること。

重点事業として特に取組を推進するものは、以下の五つの事業とする。

【令和9年度の重点事業】

- 学校教育施設の長寿命化等に係る事業
- 公共施設の効率的・効果的な管理運営と老朽化対策に係る事業
- 災害に強い安全・安心のまちづくりに係る事業
- 安心して子どもを産み育てられるまちづくりに係る事業
- 健康・長寿の促進に係る事業

※ 〔新改革3本柱〕

- 柱1 持続可能な財政基盤の強化（カネの適正配分）
 - 柱2 効率的で利便性の高い行政経営の確立（モノの適正配分）
 - 柱3 信頼される職員の育成と質の高い行政サービス（人の適正配分）
- （三木町行財政改革基本方針 抜粋）